

白井市地域防災計画

(素案)

平成25年度修正

白井市防災会議

第 4 編 大規模事故編

大規模事故編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針	大-1- 1
第2節 予防計画	大-1- 2
1. 建築物不燃化の促進	大-1- 2
2. 防災空間の整備・拡大	大-1- 2
3. 市街地の整備	大-1- 2
4. 火災に係る立入検査	大-1- 2
5. 住宅防火対策	大-1- 3
6. 多数の者を収容する建築物の防火対策	大-1- 3
7. 大規模・高層建築物の防火対策	大-1- 3
8. 文化財の防火対策	大-1- 4
9. 消防組織及び施設の整備充実	大-1- 4
第3節 応急対策計画	大-1- 5
1. 応急活動体制	大-1- 5
2. 情報収集・伝達体制	大-1- 5
3. 災害救助法の適用	大-1- 5
4. 消防活動	大-1- 5
5. 救助・救急計画	大-1- 5
6. 交通規制計画	大-1- 5
7. 避難計画	大-1- 6
8. 救援・救護計画	大-1- 6

第2章 危険物等災害対策

第1節 基本方針	大-2- 1
1. 危険物	大-2- 1
2. 高圧ガス	大-2- 1
3. 火薬類	大-2- 1
4. 毒物劇物	大-2- 1
第2節 予防計画	大-2- 2
1. 危険物	大-2- 2
2. 高圧ガス	大-2- 3
3. 火薬類	大-2- 4
4. 毒物劇物	大-2- 4
5. 危険物等による環境汚染の防止対策	大-2- 5
第3節 応急対策計画	大-2- 6
1. 危険物	大-2- 6

2. 高圧ガス	大-2- 7
3. 火薬類	大-2- 7
4. 毒物劇物	大-2- 8

第3章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針	大-3- 1
第2節 予防計画	大-3- 2
第3節 応急対策計画	大-3- 3
1. 情報収集・伝達体制	大-3- 3
2. 消防活動	大-3- 4
3. 救出・救護活動	大-3- 4
4. 死体の収容	大-3- 4
5. 交通規制	大-3- 4
6. 広報	大-3- 4
7. 防疫及び清掃	大-3- 4
8. 応援隊製	大-3- 4

第4章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針	大-4- 1
第2節 予防計画	大-4- 2
第3節 応急・復旧計画	大-4- 3
1. 情報収集・伝達体制	大-4- 3
2. 消防活動	大-4- 3
3. 救出・救護活動	大-4- 3
4. 交通規制	大-4- 3
5. 避難	大-4- 3
6. 広報活動	大-4- 3

第5章 道路事故災害対策

第1節 基本方針	大-5- 1
第2節 予防計画	大-5- 2
1. 道路構造物の被災防止	大-5- 2
2. 危険物等搭載車の災害予防	大-5- 2
第3節 応急対策計画	大-5- 3
1. 情報収集・伝達	大-5- 3
2. 消防活動	大-5- 3
3. 救助・救急	大-5- 3

第6章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針	大-6- 1
第2節 放射性物質事故の想定	大-6- 2
第3節 放射性物質事故予防対策	大-6- 3
1. 放射性物質取扱事業所の把握	大-6- 3
2. 情報の収集・連絡体制の整備	大-6- 3
3. 通信手段の確保	大-6- 3
4. 応急活動体制の整備	大-6- 3
5. 放射線モニタリング体制の整備	大-6- 3
6. 緊急時被ばく医療体制	大-6- 4
7. 退避誘導體制	大-6- 4
8. 広報相談活動体制	大-6- 4
9. 防災教育	大-6- 4
第4節 放射性物質事故応急対策	大-6- 5
1. 情報の収集・連絡	大-6- 5
2. 応急対策活動の実施	大-6- 5
第5節 放射性物質事故復旧対策	大-6- 8
1. 汚染された土壌等の措置	大-6- 8
2. 各種制限措置等の解除	大-6- 8
3. 被災住民の健康管理	大-6- 8
4. 風評被害対策	大-6- 8
5. 廃棄物等の適正な処理	大-6- 8

第4編 大規模事故編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害発生時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域等の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も高いため、市及び県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進める。

整備に際しては、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。

(2) 街路の整備

都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。特にその効果の著しい広幅員の幹線街路等については緊急性の高いものから整備を図る。

3. 市街地の整備

市及び県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4. 火災に係る立入検査

印西地区消防組合は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【立入検査の主眼点】

(ア) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。

また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

(イ) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、

構造及び管理の状況が、印西地区消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

(ウ) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、印西地区消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。

(エ) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、印西地区消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。

(オ) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、印西地区消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。

(カ) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5. 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅用火災警報器の設置が住宅火災による死者数の低減に有効な手段であり、設置が義務づけられたことから、積極的な普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

印西地区消防組合は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

印西地区消防組合は、特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7. 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるため、大規模・高層建築物の管理権限

者又は関係者に対し、前記「6. 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8. 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

9. 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市及び印西地区消防組合は、消防職員・団員の確保に努める。

県は、市及び印西地区消防組合の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、印西地区消防組合が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制

- (1) 市及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 市及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2. 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編及び風水害等編第3章第2節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4. 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 市及び印西地区消防組合は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村等に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 市が発災現場でなく、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5. 救助・救急計画

- (1) 市、消防組合及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 市、消防組合及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊

急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

7. 避難計画

- (1) 発災時には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要な応じて避難所を開設する。

8. 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、震災編第3章第6節「救助救急・医療活動」、第7節「消防活動」、第13節「給水活動」及び第14節「食料・生活必需品対策」に定めるところによる。

第4編 大規模事故編

第2章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

1. 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3. 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4. 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 市、県及び消防機関

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 市、県及び消防機関等

ア 防災資機材の整備

(ア) 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3. 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(オ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適

切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止に努める。

(2) 県（健康福祉センター（保健所））

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5. 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1. 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

2. 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 市、県、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3. 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 市、県、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4. 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（健康福祉センター（保健所））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがある

と判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

第4編 大規模事故編

第3章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

市域において、民間等航空機又は自衛隊機の墜落事故等（以下「航空機事故等」という。）により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより、被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

なお、自衛隊機による航空事故等の対策については、「海上自衛隊下総飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整体制の整備に関する協定書」に基づき対応する。

第2節 予防計画

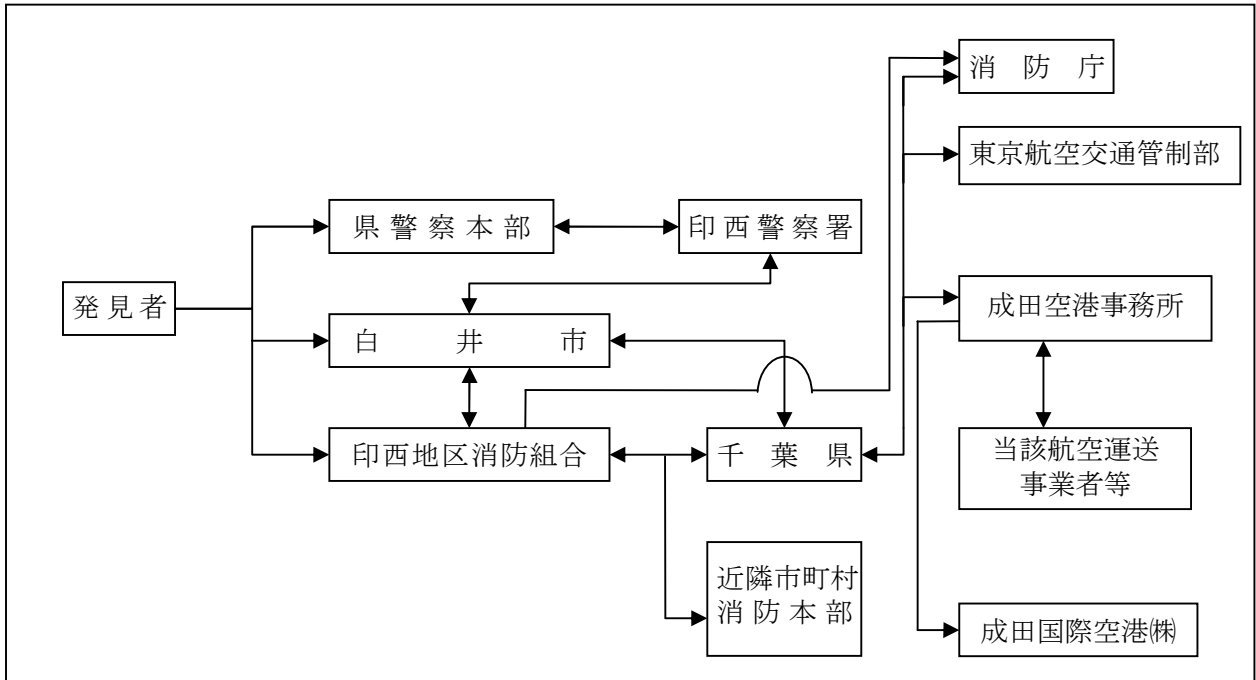
市は、関係機関と連携し、航空機災害について情報の収集・連携が円滑に行える体制を整備する。

第3節 応急対策計画

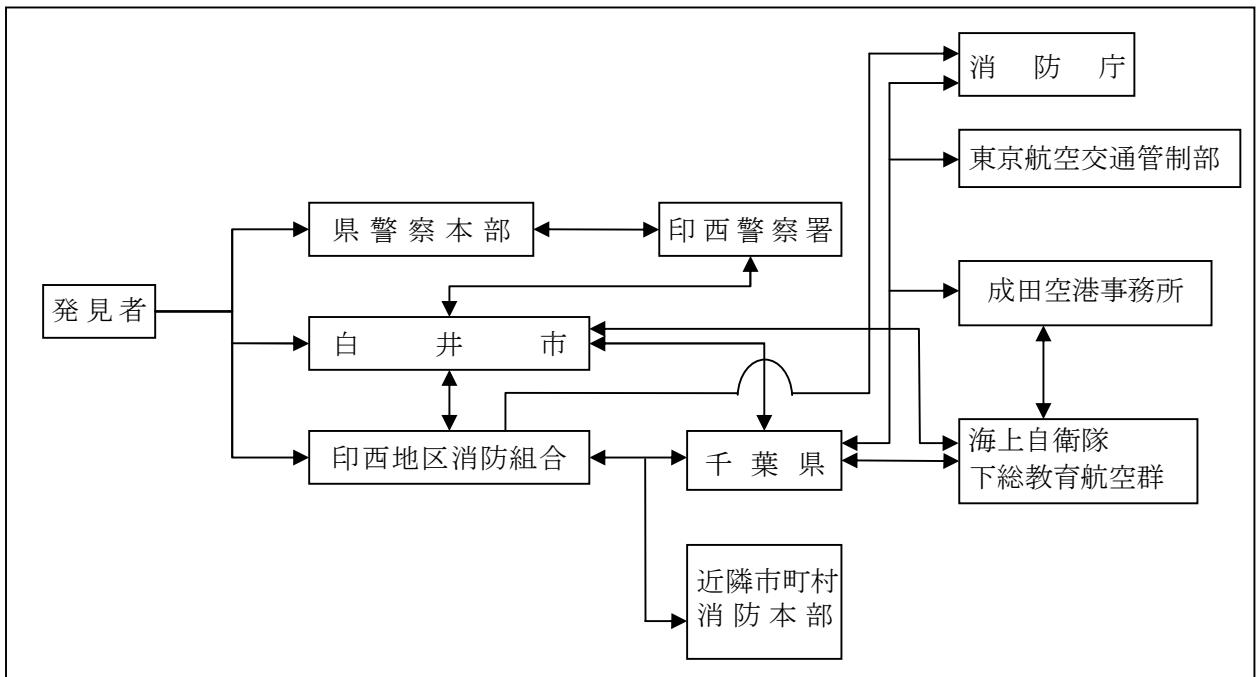
1. 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

◎民間等航空機の場合



◎自衛隊機の場合



2. 消防活動

印西地区消防組合は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、担架等の必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 死体の収容

死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編第3章第16節「行方不明者の捜索」に定めるものとする。

5. 交通規制

印西警察署は、災害現場に通じる道路及び被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

6. 広 報

市は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) そのほか必要な事項

7. 防疫及び清掃

防疫については、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、震災編第3章第15節「保健衛生活動」に定めることにより、的確に応急対策を講ずる。

8. 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

第4編 大規模事故編

第4章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により、多数の死傷者等を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2節 予防計画

北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3節 災害応急計画

1. 情報収集・伝達体制

発見者から通報があった場合、被災状況を確認し、県及び関係機関に連絡する。

2. 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救出・救護活動

印西地区消防組合は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を編成し、担架等の必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 交通規制

印西警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力し、迂回路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

5. 避難

列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告または避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

6. 広報活動

事故発生状況や地域への影響等について、市防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によってホームページ、しろいメール配信サービス等を活用し行うものとする。

第4編 大規模事故編

第5章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 道路構造物の被災防止

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資器材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

1. 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

印西地区消防組合は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2. 消防活動

印西地区消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3. 救助・救急

印西地区消防組合は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第4編 大規模事故編

第6章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

市内及び県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、「原子力災害対策指針（平成25年9月5日原子力規制委員会決定）」上、県外の原子力事業所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

さらに、放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたことから、放射性物質事故に係る予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、放射性物質事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとするが、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

第2節 放射性物質事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所は医療機関や企業の研修所等であることから、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられるため、地震、風水害等の自然災害及び火災等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、県外に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波等の自然災害、火災及び人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

1. 放射性物質取扱事業所の把握

市は、県と連携し、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と連携し、国、関係市町村、印西警察署、印西地区消防組合、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3. 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4. 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は災害警戒本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援体制

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等

市、防災関係機関及び放射性物質取扱事業所の事業者は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

5. 放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は、県の緊急時における対策の基礎データとする平常時の空間放射線量率の測定及び測定データの公表について、必要な協力を行うものとする。また、これらのデータを緊急時における対策の基礎データとして活用する。

(2) 放射線測定器等の整備

市は平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

6. 緊急時被ばく医療体制

市は、県の緊急被ばく医療体制の整備について、必要な協力を行うものとする。

また、県の緊急被ばく医療体制と連携するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

7. 退避誘導體制

放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に関し迅速に情報を把握するとともに、放射線の影響を受けやすい乳幼児及び妊産婦については十分配慮した避難誘導體制を整備するものとする。

8. 広報相談活動体制

放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関等により住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9. 防災教育

放射性物質事故の特殊性を考慮し、防災関係職員及び住民に対して平常時から地域住民、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

第4節 放射性物質事故応急対策

1. 情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者、放射性物質の運搬を委託された者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には、放射性物質取扱事業者等は、速やかに以下の事項について、国、県、市、警察、消防などの関係機関に通報するものとする。

また、市は、必要に応じ、国、県、関係機関等と随時連携を図るものとする。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報、予想される被害の範囲程度等
- (5) その他必要と認める事項

2. 応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業者等による応急対策

放射性物質取扱事業所の事業者、放射性物質の運搬を委託された者は、汚染の広がり
の防止、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、
消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を行うものとする。

(2) 緊急時の放射線モニタリング活動の実施

市は、県が行う緊急時のモニタリング活動などに協力を行う。

また、モニタリング結果などから放射性物質による環境等への影響について把握する
ものとする。

〈県が実施する緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目〉

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○大気汚染調査 | ○市場流通食品等検査 |
| ○水質調査 | ○肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| ○土壌調査 | ○工業製品調査 |
| ○農林水産物への影響調査 | ○廃棄物調査 |
| ○食物の流通状況調査 | |
- ※この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

(3) 災害対策本部の設置

市は、必要に応じて災害対策本部又は災害警戒本部を設置するものとする。

(4) 避難等の防護対策

市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。

また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は、要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。

〈OIL (運用上の介入レベル) と防護措置〉

出典：原子力災害対策指針

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※4} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※5} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物接種制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 [※])	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	※1	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1

核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	10 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※5 ※4と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※6 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、

数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※7 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6の値を参考として数値を設定する。

※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※10 IAEAでは、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(5) 緊急時被ばく医療対策

市は、必要に応じ、国、県等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

(6) 広報相談活動

放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

(7) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の必要な措置を行うものとする。

〈参考 食品衛生法に基づく放射線セシウムの基準〉

対象	放射線セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

(8) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合は、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(9) 広域避難者の受入れ

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請等について、県及び県内市町村との調整を行い、広域避難者を受け入れ、又は受け入れを行う市町村を

支援する。

第5節 放射性物質事故復旧対策

1. 汚染された土壌等の措置

市は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置等を行うものとする。

2. 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3. 被災住民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

市は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

市は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。